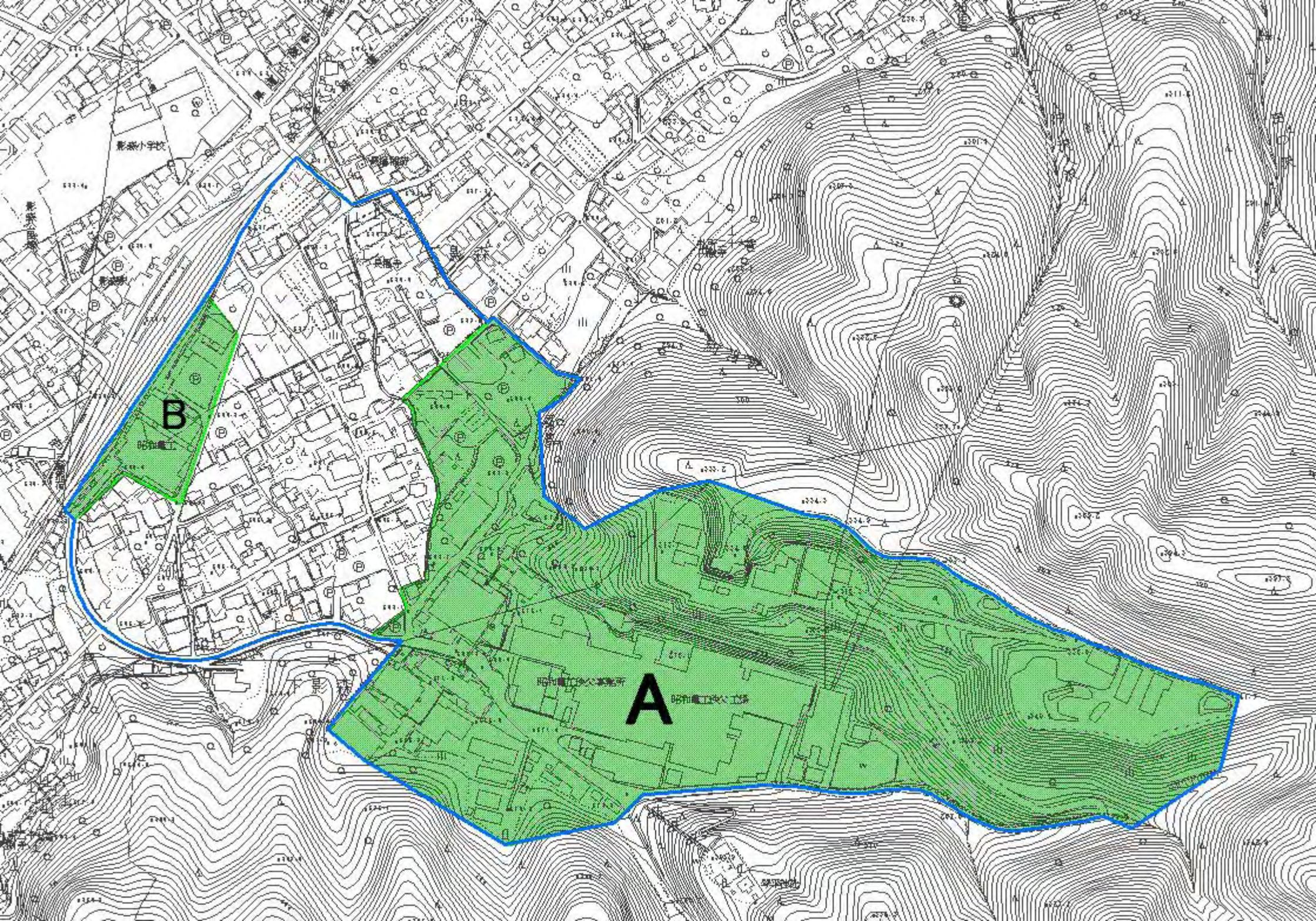


秩父都市計画地区計画(秩父市決定)

都市計画影森駅東地区地区計画を次のように決定する。

名 称		影森駅東地区地区計画		
位 置		秩父市大字下影森字大沼、字常木、字上大沼、中大沼、字大沼入及び上影森字常木地内		
面 積		約 2 5 h a		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区は、秩父鉄道影森駅の東側に位置し武甲山ろく（14.9ha）と駅隣接（0.9ha）の2箇所の工場地区及び両地区には含まれた住宅地区（9.2ha）とから構成されているため、建築物及び地区施設を計画的に誘導することにより、良好な環境の保全を図り、住宅と工場とが、合理的かつ安全快適に共存する地区とする。	
	土地利用の方針		工場地区は周辺住民への影響に配慮した秩序ある土地利用を誘導し、また、住宅地区は、良好な住宅地としての立地を図り、快適な住環境を保持する。	
	地区施設の整備方針		住宅と工場の共存を図るため、地区内には極力広場を設け、緑地化を図りながら、周辺住民の憩いの場とするとともに、周辺住宅地への緩衝帯の役割を果たし、かつ、地域住民の多目的広場としての活用を図ることとする。また、道路についても、市道等の整備を図りながら、交通環境の改善を図り、地区の安全性、快適性を高める。	
	建築物等の整備方針		工場地区については、周辺住宅地への環境の保全を担保するため、高さの最高限度を定め、また、住宅と工場の環境の維持増進を図るため、壁面の位置の制限を行い、さらに周辺住宅地との景観を良好に保つため、かき又はさくの構造の制限を行う。	
地区配設及模	道 路	幅 員 4.0m 1本 延 長 83m 幅 員 7.5m 1本 延 長 374m		
	広 場	3箇所 約1,770㎡		
地区整備計画	建築物等に	細区分の名称	工 場 区 分 (A)	工 場 区 分 (B)
		細区分の面積	約14.9ha	約0.9ha
	建築物の高さの最高限度	—	12m	
	壁面位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線及び隣接境界線までの距離は2m以上とする。		
	かき又はさくの構造の制限	次の各号の一に適合しなければならない (1) 生垣 (2) 高さ60cm以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、高さは道路面から2m以下とし、かつ、工場側に幅1m以上の植栽帯を設けたもの。		

「区域、地区整備計画の区域、地区施設、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限は計画図表示のとおり」 理由 住宅と工場の共存により、良好な住環境の保全を図るものである。



B

A